

予防保全型インフラ老朽化対策の推進

道路施設の老朽化

- 1. 三重県が管理する道路施設
- 2. 老朽化する道路施設
- 3. メンテナンスサイクルの確立
- 4. 点検要領等の策定
- 5. 三重県が管理する道路施設の点検結果と修繕状況

持続可能なインフラメンテナンス

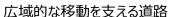
- 1.メンテナンスサイクルにおける課題
- 2. 維持管理・更新費用を抑制
- 3. メンテナンスの生産性を向上
- 4. メンテナンスサイクルを構築

道路の基本的な役割

人・地域をつなぐ ~ネットワークの機能~

道路は人や地域を相互につなぎ、日常生活や観光等の人の移動と 生活物資や農林水産品、工業製品等のモノの輸送を支えます。







日常的な移動を支える道路

地域・まちを創る ~空間の機能~

道路は、地域・まちの骨格をつくり、環境・景観を形成し、日々の暮ら しや経済活動等を支える環境を創出します。



賑わいの場としての道路



ライフラインの収容場所としての道路

出展:国土交通省117「道路行政の簡単解説」

三重県内の道路の構成と基本的な機能

高谏自動車国道

(約1%) 224.9km

伊勢湾岸自動車道、東名阪自動車道、 東海環状自動車道、伊勢自動車道、 新名神高速道路、紀勢自動車道

直轄国道

(約2%) 410.3km

(国道1号、23号、25号、42号、258号)

県管理国道

(約3%)

797.5km

(国道163号、165号 ほか18路線)

(主要地方道、一般県道)

県道

(約10%) 2,650.8km

(主要地方道 68路線、一般県道237路線)

市町道

(約84%) 21,532.0km

計 25,615.5km

県 土 発 展 活 力 成 あ 長 る を 豆 支える か

令和5年4月1日現在

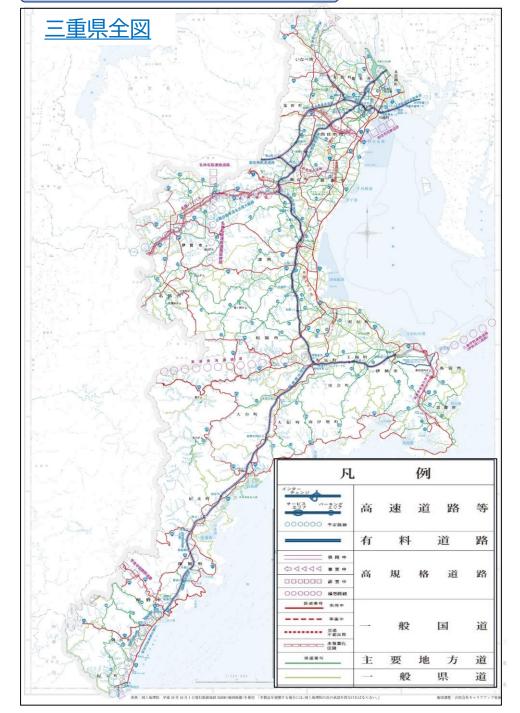
な 生 活

全

防

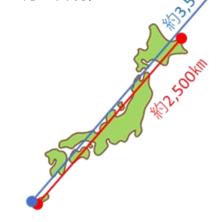
減

道路インフラの現状



県が管理する道路延長

平4月1日現在	延長 令和5年	る道路	県が管理す
	延 長	路線数	種 別
	797.5km	20	国 道
	1100. 2km	68	主要地方道
1	1550.5km	237	一般県道
	3448 2km	325	 合 計



主な道路施設

令和6年4月1日現在

			道路附	付属物	
橋梁	トンネル	横断歩道橋	シェッド	大型カル バート	門型標識
4,194橋	128本	105橋	22基	45基	20基

橋梁



シェッド



トンネル





横断歩道橋



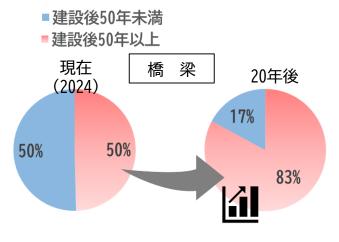
門型標識

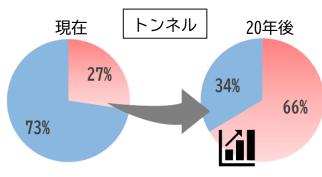


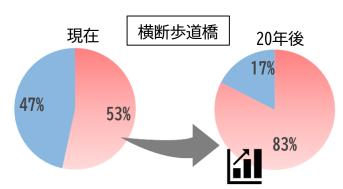
道路インフラの老朽化状況

管理する施設の多くが高度経済成長期に建設されており、今後、急速に老朽化が進む見込み

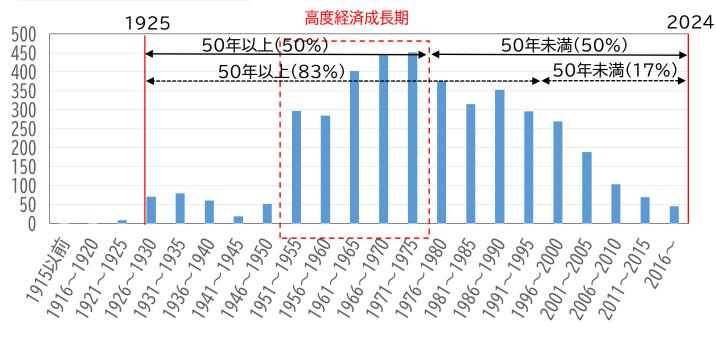
建設後50年を経過する割合







建設年次の分布(橋梁)



重大な損傷事例

麻生の浦大橋2号橋(一般県道鳥羽阿児線)



令和元年点検 → Ⅲ判定



法定点検の体系

今後、道路構造物が急速に老朽化していくことを踏まえ、点検→診断→措置→記録というメンテナンスサイク ルを確立するため具体的な点検頻度や方法等を法令で定めることが必要とされ、省令・告示されました

道路法

H25.9月施行



第四十二条 第3項

道路法

前項の技術的基準は、道路の修繕を効率的に行うための点検に関する基準を含むもので なければならない

政令

H25.9月施行



道路法施行規則

(道路の維持又は修繕に関する技術的基準等)

点検は、知識及び技能を有する者が近接目視により、五年に一回の頻度で行うことを基 本とする

省令・告示

H26.7月施行

トンネル等の健全性の診断結果の分類に関する告示

トンネル等の健全性の診断結果については、次の表に掲げるトンネル等の状態に応じ、 次の表に掲げる区分に分類

	区分	状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
П	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
Ш	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を 講ずべき状態
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著 しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

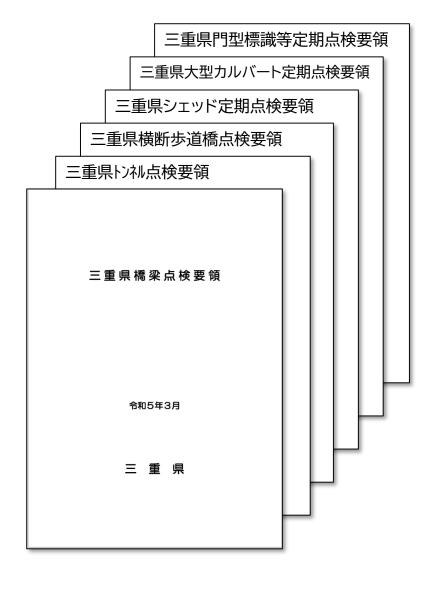
定期点検の技術的助言(定期点検要領)

構造物の特性に応じ点検を行った際、施設の<mark>健全性の診断</mark>を行い、その結果を統一的な区分に分類するため、主な変状の着日第所、判定事例写真等をまとめたもの



県の点検要領

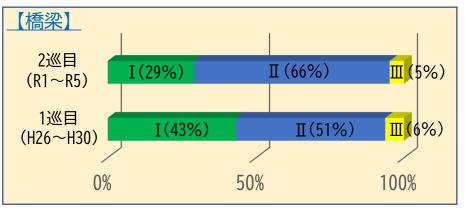
国にからの点検要領の通知を受け、県においても点検要領を策定



5. 三重県が管理する道路施設の点検結果と修繕状況

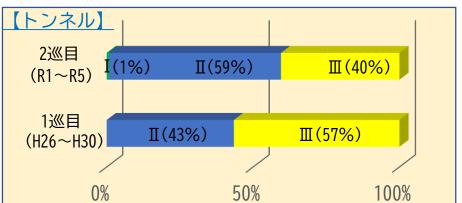
定期点検結果

点検要領に基づき実施した2巡目(R1~R5)の点検が完了 健全度IVと判定された施設はなし



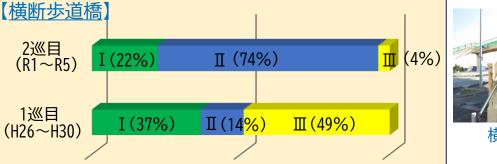


橋梁 Ⅲ判定





トンネル 皿判定



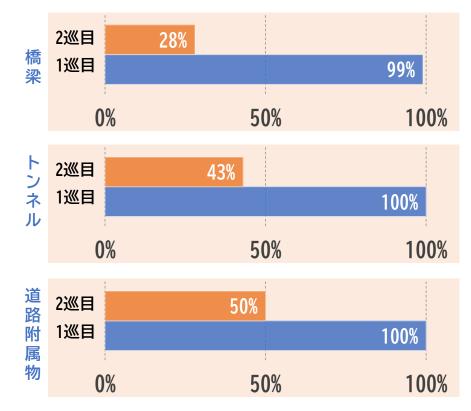


横断歩道橋 皿判定

100%

修繕完了率

1巡目(H26~H30)点検におけるⅢ判定施設の修繕がほぼ完了









大型カルバート ひびわれ補修

※三重県管理の施設では健全性区分がIVと判定された施設はなし

50%

0%

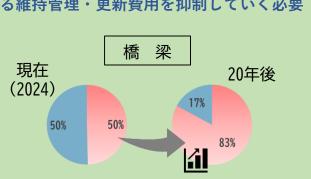
インフラ長寿命化の取組

今後の維持管理・更新費の増加や将来の人口減少が見込まれるなか、老朽化が進行する道路施設に対応するため道路メンテナンス事業補助制度を活用するなど維持管理・更新費を確保しつつ、持続可能な予防保全型のメンテナンスサイクルへの転換に向け、実効性のある長寿命化修繕計画の策定及び新技術等の活用促進を図る必要がある

持続可能な道路インフラメンテナンスの実現に向けて

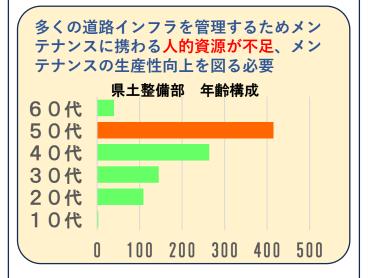
将来にかかる 維持管理・更新費を 抑制する

今後、建設後50年以上経過する施設の割合が加速度的に増加することを踏まえ、予防保全型メンテへの転換により、将来にかかる維持管理・更新費用を抑制していく必要



- ・将来の維持管理費、更新費用の推計
- ・予防保全への転換に向けた対応
- ・施設の集約と再編

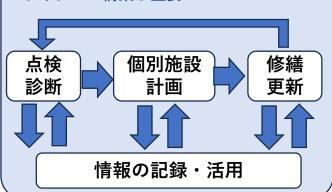
メンテナンスの 生産性を向上する



- ・デジタル化や新技術の活用
- ・多様な主体と連携した維持管理 体制の確保

メンテナンス サイクルを構築する

インフラの維持管理・更新を図るため、 個別施設計画を核としたメンテナンス サイクルの構築が重要

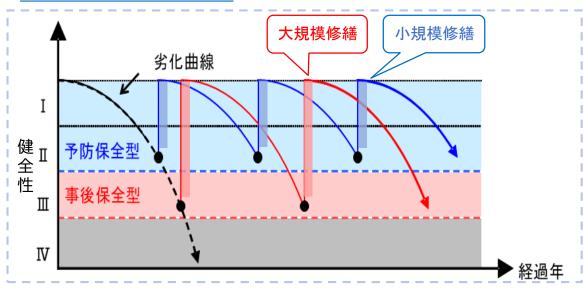


- ・個別施設計画の策定
- ・個別施設計画の見える化の取組
- ・各施設の点検要領の改定

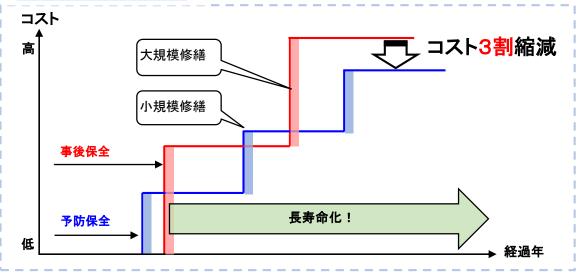
維持管理・更新費用の抑制

今後の施設の老朽化割合の加速度的な進行を踏まえ、将来にかかる維持管理・更新費用を可能な限り抑制していくため、 「予防保全」への転換の早急な実現が必要であり、事後保全型から予防保全型メンテナンスへ転換した場合、今後30年間に要する維持管理費が約3割削減できる見込み

メンテナンスサイクル



維持管理費の推移



早期補修の事例

予防保全段階



防錆処置(損傷少)



再塗装 (損傷少)



防水措置(損傷少)



部材交換(損傷大)



当て板補修(損傷大)



断面修復 (損傷大)

修繕費用

大

点検における新技術の活用

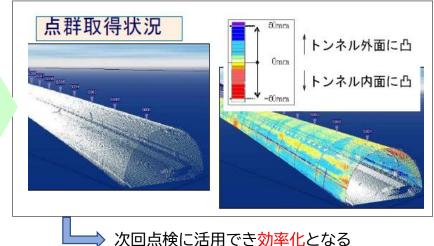
点検時の県民生活への影響を最小限とし、人口減少、少子高齢化といった社会環境が大きく変化する中、限られた予算・人材 で適切なメンテナンスを実施するため、インフラメンテナンスにかかる生産性の向上をめざす

道路トンネルの変状写真を撮影する技術





トンネル解析イメージ



橋梁の損傷写真を撮影する技術

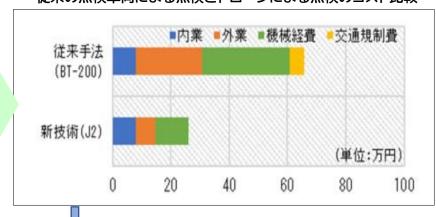


点検体制1班あたり、 人員5名(点検者2名、点検車両オペレーター1名、 交通誘導員2名) 車両3台(点検者移動用、点検車両、交通誘導員移動用)

新技術

点検体制1班あたり、 人員1名(点検者) 車両1台(点検者移動用)

従来の点検車両による点検とドローンによる点検のコスト比較



点検コストが<mark>半減以下</mark>となり、 点検に関わる<mark>人員を大幅に減少</mark>となる

多様な主体と連携した維持管理体制

メンテナンスに関する課題や情報を共有し、<mark>効果的な老朽化対策の推進</mark>をおこないつつ、積極的に講習会や研修及び意見交換等の機会を活用し、専門的知識を有する職員の育成をめざす

「三重県道路インフラメンテナンス協議会」



体制

- ・国土交通省中部地方整備局 (直轄事務所,中部道路メンテナンスセンター)
- 三重県
- ·中日本高速道路株式会社名古屋支社
- ・県内29市町

役割

- ・道路インフラの維持管理等に係る意見調整、 情報共有に関すること
- ・道路インフラの点検、修繕計画等の把握、調整、発注支援に関すること
- ・道路インフラの損傷事例や技術基準等の共有 に関すること

職員を対象に講習会等の開催











目的

- ・職員の技術力向上のため
- ・点検に必要な知識を取得するため
- ・応急対応力等を取得するため
- ・次世代育成のため

高度な技術を要する施設の現場点検及び 意見交換を実施





体制

- ・大学教授
- ・国交省中部地方整備局道路部道路構造保全官
- ・中部道路メンテナンスセンター
- ・三重県

内容

- 損傷原因について
- ・応急及び恒久復旧について

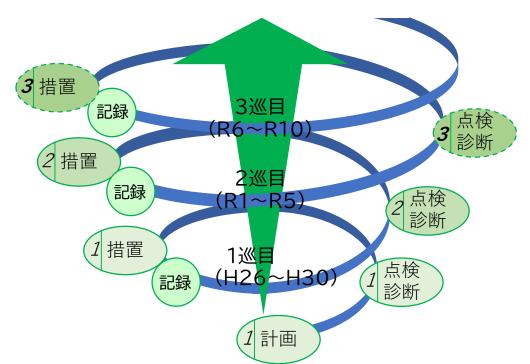
道路管理の更なる最適化と

メンテナンスサイクルの効率化



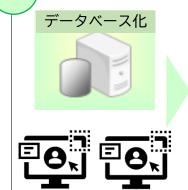
部材交換







データ蓄積による知見のシェア化



記録

標準名	25 295			所在地	所在地			35" 04" 39:39"	横梁10		
大山田第2号橋(下り線)			桑名東風線	三重课录名市庭が丘				110 10 1151	8.50° 05.07761, 106.64806		
世紀合名			定期点検索施年月	期点検索施年月日 路下条件 代替路の有差		代替點の有無 自導速の一般進 有 一般進		緊急輸送遊路	占用物件(名称 水道管		
三重県桑名	名建設事務所 2023.8.4		2023.8.4	高規格進路	a			三次			
		に乗せ継いの数金数の選	阿信果を記入			定期点额	t#	00E-01-02F00	EXERCIS TO SIS		
定期点機能	CER_		象状の理器	推荐(写页音号。	応急指揮後に		_		т —		
御杆名		判定区分 (I~IV)	(耳以上の場合	位置等が分かる よがに記載)	応急請責任 利定区3		æ	8.階度内容	応急階度及び 判定実施年月日		
上侧横连	主任	п	うき、刺媒・鉄筋器と								
	機板	T T	58	写真2(積桁)							
	床版	I	4-	0	11						
下部横边		I	PR-65E/LNA-BRUS	写页6.6(A2概合、A1概合)							
支承部		I	麻食 上	写页5(A1熔構筋止システム)							
その他	5他 正 ひひわれ、森木、攻町 写页5 八高橋、排水管取付金		写页6.7(高欄、排水管取付金具	D G							
道路橋毎の	機会性の診察	所(判定区分Ⅰ~Ⅳ)								
定期点機長 (利は区分)	(配象)										
П		(主要倒れのコック	U - 1-90.87 35 (1 339 0).	すの機能倒対に発金性工用当の	標係が見られる。は	た思に応じ	て複数が	必要.			
		を記載すること)					_				
架数年次 1975	排長 35.70	10.50	-	例面全景			100	面全景(起点側か	9EC)		
1075	35.70	10.50	-								
RANGE CHARACT			1						144.00		
			-				A STATE OF	-			
				xt.a		終点	->				

実効性のある長寿命化計画の策定

三重県 橋梁長寿命化修繕計画 点検毎にLCCを算出 修繕年次計画等を 随時更新

作	信条女寿中101修繕計画(KO.3)									
	橋梁名	路線名	架設 年度	橋長	幅員	所在地	最新 点検 年度	点検		
無	名橋5	国道306号	1975	4.0	11.5	いなべ市	R1	I		
無	名橋6	国道306号	1975	3.0	10.5	いなべ市	R1	I		
宇	賀川小橋	国道306号	1977	14.4	10.8	いなべ市	R1	П		

修繕計画									
	1	計画年度			対策内容	概算事業費			
R5	R6	R7	R8	R9	对來的台	(百万円)			
0	0				本体・附属物補修工	50			
0	0				本体補修工	5			
0					本体補修工	130			
	0	0	0	0	本体補修工	30			

道路機能を支えるインフラを健全に保つため、持続可能なインフラメンテナンスの実現をめざす